

島根県立都市公園におけるベンチのオーナー制度実施要領

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 近年、環境や社会貢献に対する意識の高まりを背景とした公園施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズが高まっていることから、多様な主体が自らの判断に基づき県への寄附によりメッセージとオーナー名を記入した銘板を付すことができるベンチを公園に設置する活動（以下「ベンチのオーナー制度」という。）を行うことにより、地域の共有財産である公園に対する愛着心を育むとともに、公園利用の促進等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「県」とは、島根県出雲県土整備事務所、島根県浜田県土整備事務所、又は島根県益田県土整備事務所をいう。
2 この要領において「公園」とは、浜山公園、石見海浜公園又は万葉公園の県立都市公園をいう。
3 この要領において「管理者」とは、公園の指定管理者をいう。
4 この要領において「応募者」とは、ベンチのオーナー制度により申し込みをした者をいう。
5 この要領において「オーナー」とは、前項に規定する応募者がオーナー選定基準により選定された者をいう。

(応募)

第3条 ベンチのオーナー制度により申し込みをする者は、各公園の窓口に備えてある申込用紙（様式－A）に必要事項を記入の上、同窓口に郵送または直接持参するものとする。
なお、申込用紙は管理者に電話・FAX等で請求できるほか、インターネットにより各公園ホームページからダウンロードできるものとする。

(選定基準)

第4条 オーナー選定は県が行うが、次の場合を除き、応募者をオーナーとする。
(1) 銘板に記入するメッセージの内容が公園にふさわしくないと判断される場合。
(2) 銘板に記入するオーナー名が公園の景観又はイメージにそぐわないと判断される場合。
(3) 応募者多数により、ベンチの設置場所が確保できない場合。
2 県は選定結果を書面により応募者に通知する。ただし、応募者をオーナーにしない場合は、選定結果に加え、その理由も通知する。
3 応募者は自身の選定結果に異議がある場合、県及び管理者を交え、その選定結果について協議することができる。

(ベンチの設置場所)

第5条 管理者は予め県と協議し、ベンチの設置が可能な場所を決定する。
2 応募者は、管理者が提示するベンチの設置場所から希望する設置場所を選択するも

のとする。

(ベンチの規格等)

第6条 設置するベンチのデザイン及び規格は公園毎に別に定めるベンチリストから応募者が選定することとする。

(確認書)

第7条 オーナーは、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年1月28日島根県規則第1号）第13条第2項第1号に規定する寄附申込書（様式第2号）を県に提出するとともに県及び管理者と確認書（様式一B）を交わすものとする。

(ベンチの設置)

第8条 オーナーは、第7条に規定する確認書を交わした後、ベンチの購入と設置に要する費用を管理者指定の金融機関口座に振り込むものとする。管理者は金融機関口座に入金があったことを確認した後、ベンチを購入して設置しオーナーに通知するものとする。

(オーナー登録簿)

第9条 管理者はオーナー登録簿（様式一C）を作成し、設置するベンチの登録から抹消までの管理を行うものとする。

(期間)

第10条 オーナー期間は永年とする。ただし、県が老朽化・破損によりベンチを撤去する場合は、県は撤去をする1か月前までにその旨をオーナーに通知するものとする。

(銘板)

第11条 ベンチには銘板を設置できることとする。銘板はオーナーからのメッセージ（40字以内）とオーナー名を刻んだ縦6cm×横15cmの真鍮製とし、制作にかかる費用はオーナーの負担とし、管理者が制作して設置するものとする。

(ベンチの管理)

第12条 設置されたベンチの管理は管理者が行うものとする。
2 オーナー自らが修繕（塗装等）を希望する場合は、県及び管理者はこれを妨げないものとするが、それに必要な費用はオーナーが負担するものとする。なお、オーナーが修繕を希望する場合は、事前に管理者と協議を行うものとする。

(登録抹消)

第12条 オーナーの希望でオーナー登録を抹消したい場合、管理者に連絡の上、オーナーが銘板を撤去する。